



山形県公報

令和2年10月16日(金)
第147号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 指定障害児通所支援事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……1033
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(同) ……1034
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 地域登録検査機関の登録の更新……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(村山総合支庁農村計画課) ……1035
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 同……………(同) ……1036
- 農林水産大臣の指定に係る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知……………(森林ノミクス推進課) ……同
- 同……………(同) ……1037
- 開発行為に関する工事の完了……………(村山総合支庁建築課) ……1038
- 山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程……………(会計局) ……同

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請……………(置賜総合支庁総務課) ……1039
- 一般競争入札の公告……………(ICT政策推進課) ……同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………(商業・県産品振興課) ……1041
- 同……………(同) ……1042
- 同……………(同) ……1043
- 同……………(同) ……1044
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……1046
- 監査結果の公表……………(監査委員) ……同
- 令和元年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………(同) ……1051
- 監査の結果に基づき講じた措置の公表……………(同) ……1056

告 示

山形県告示第715号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害児通所支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害児通所支援の種類	定員	指定年月日
株式会社創健コーポレーション 山形市若宮四丁目1番1号	放課後等デイサービス ぱずる 東村山郡山辺町大字山辺字中江2911番7	放課後等デイサービス	10名	令和 2.10. 1

山形県告示第716号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。
令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社ツクイ	ツクイ寒河江 寒河江市緑町108-2	通所介護	令和 2.10. 1

山形県告示第717号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社ツクイ	ツクイ寒河江 寒河江市緑町108-2	通所介護	令和 2. 9.30

山形県告示第718号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
株式会社ソーシャルトライ 寒河江市大字寒河江字塩水6番地の1	就労定着支援事業所むすび 寒河江市大字寒河江字塩水4番地の1	就労定着支援	令和 2.10. 1

山形県告示第719号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第18条第3項において準用する同法第17条第2項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録の更新をした。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 登録年月日及び登録番号

令和2年10月5日

57

- 2 登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

寺内農業協同組合
代表理事組合長 溝越 直樹
尾花沢市大字寺内1040

- 3 農産物検査を行う農産物の種類
国内産玄米
- 4 登録の区分
品位等検査
- 5 農産物検査を行う区域
山形県
- 6 農産物検査員の氏名、住所及び農産物検査を行う農産物の種類

氏 名	住 所	農産物検査を行う農産物の種類	備 考
溝越 直樹	尾花沢市大字寺内1040	玄米	国内産農産物に限る。

山形県告示第720号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三郷堰土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	櫻 井 政 登	天童市大字蔵増乙531番地
同	長 瀬 正 宏	同 寺津269番地の1
同	片 桐 敏 彦	同 塚野目甲97番地
同	佐 藤 山 三 郎	同 矢野目530番地
同	太 田 幸 市	同 藤内新田45番地の1
同	押 野 和 幸	同 高揃北213番地
同	齋 藤 健 二	同 高揃南100番地
監 事	阿 部 則 夫	同 蔵増甲1093番地
同	齋 藤 松 明	同 高揃北90番地
同	大 石 正 幸	同 藤内新田1703番地

山形県告示第721号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、三郷堰土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	長瀬正宏	天童市大字寺津269番地の1
同	片桐敏彦	同 塚野目甲97番地
同	佐藤山三郎	同 矢野目530番地
同	太田幸市	同 藤内新田45番地の1
同	齋藤健二	同 高揃南100番地
同	押野和幸	同 高揃北213番地
同	後藤正明	同 蔵増甲691番地
監事	大石正幸	同 藤内新田1703番地
同	古澤寿雄	同 蔵増乙896番地
同	石山正明	同 高揃南68番地

山形県告示第722号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、最上川中流土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年10月16日

山形県知事 吉村美栄子

理事及び監事の別	氏名	住所
理事	須貝俊美	山形市大字津金沢7番地

山形県告示第723号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年10月16日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
西置賜郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小国町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
水源の涵養
- (3) 変更後の指定施業要件
イ 立木の伐採の方法
(イ) 主伐は、択伐による。
(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、小国町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

小国町（国有林。次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課並びに小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第724号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡小国町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

小国町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所

西置賜郡小国町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

(イ) 次の森林については、主伐は、択伐による。

小国町（次の図に示す部分に限る。）

(ロ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ハ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ニ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所
西置賜郡小国町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的
土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件
イ 立木の伐採の方法

(イ) 主伐は、択伐による。

(ロ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ハ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

ロ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林ノミクス推進課及び小国町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山形県告示第725号

次の開発行為は、完了した。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 許可番号

令和2年7月21日 指令村総建第175号

2 開発区域に含まれる地域の名称

寒河江市大字西根字石川西266番1、267番1、268番1

3 開発許可を受けた者の住所及び名称

岩手県紫波郡矢巾町大字広宮沢第3地割426番地 株式会社薬王堂

山形県告示第726号

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県指定金融機関等県公金取扱規程の一部を改正する規程

山形県指定金融機関等県公金取扱規程（昭和39年8月県告示第703号）の一部を次のように改正する。

別表第4中

「	イオンタウン米沢支店	「	下花沢二丁目5番60号	「	」	を
	北支店	「	鶴岡市末広町9番15号	「	」	

「	北支店	鶴岡市末広町9番15号	「	」	に、
---	-----	-------------	---	---	----

「	イオンタウン南陽支店	「	金池五丁目7番12号	「	」	を
---	------------	---	------------	---	---	---

” イオンタウン米沢支店	” 金池五丁目7番12号	” ”
” イオンタウン南陽支店	” ”	” ”

に改める。

附 則

この規程は、令和2年10月19日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 申請のあった年月日
令和2年10月2日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人 フォー結
 - (2) 代表者の氏名
加藤 均
 - (3) 主たる事務所の所在地
南陽市若狭郷屋221番地の4
 - (4) 定款に記載された目的
この法人は、地域は地域で支える精神のもと、地域に住む人たちが、健康で笑顔いっぱい暮らしていくことに関する事業を行い、豊かな暮らしに寄与することを目的とする。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、山形県基幹高速通信ネットワークサーバ運用管理業務の調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 入札の場所及び日時
 - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県庁e-ミーティングルーム（15階）
 - (2) 日時 令和2年12月2日（水） 午前10時
- 2 入札に付する事項
 - (1) 調達をする役務の名称及び数量 山形県基幹高速通信ネットワークサーバ運用管理業務 一式
 - (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
 - (3) 契約期間 令和3年1月1日から令和6年12月31日まで
 - (4) 履行場所 仕様書による。
 - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和3年1月分から同年3月分までの3箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち同年1月分から同年3月分までの3箇月分に相

当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和2年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告（令和2年2月4日付け県公報第77号）により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 役員等（入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。

ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。

ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。

4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県みらい企画創造部ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当 電話番号023(630)2098

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額の100分の10に相当する金額以上の額。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

規則第120条第1項の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

8 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 その他

- (1) この公告による入札に参加を希望する者は、競争入札参加資格者名簿に登載されている者にあつては一般競争入札参加資格確認申請書を、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあつては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を令和2年11月6日（金）午後3時までに山形県みらい企画創造部ICT政策推進課電子県庁・基幹ネット担当に提出するとともに、併せて2の(1)の役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る役務の仕様書（以下「応札役務仕様書」という。）及び競争入札に係る応札役務仕様書等審査申請書を提出すること。
- (2) (1)により提出された応札役務仕様書については、2の(1)の役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札役務仕様書を提出した者は、この入札に参加することができない。
- (3) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約解除及び賠償に関する定め、個人情報保護に関する定め、再委託の禁止に関する定め並びにこの契約に係る次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
- (4) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
- (5) 詳細については入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Operation management work of the Yamagata Prefectural Government's central communication network server: 1 set
- (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. December 2, 2020
- (3) Contact point for the notice: ICT Policy Promotion Division, Future Planning and Creative Department, Yamagata Prefectural Government, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8570 Japan TEL 023(630)2098

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び最上総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに新庄市役所において令和3年2月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウンアクロスプラザ新庄
新庄市五日町字清水川1305の5外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表取締役 真船 幸夫
三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表取締役 柳井 隆博
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地1	大 村 禎 史
株式会社マツモトキヨシ東日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	高 野 昌 司
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	澤 木 祥 二
株式会社ユニクロ	山口県山口市佐山717番地1	柳 井 正
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏
株式会社セリア	岐阜県大垣市外濶二丁目38番地	河 合 映 治

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地1	大 村 禎 史

株式会社マツモトキヨシ東 日本販売	宮城県仙台市青葉区中央二丁目2番24号	高 野 昌 司
株 式 会 社 チ ョ ダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	杉 山 忠 雄
株 式 会 社 ユ ニ ク ロ	山口県山口市佐山717番地1	柳 井 正
株式会社メガネトップ	静岡県静岡市葵区伝馬町8番地の6	富 澤 昌 宏
株 式 会 社 セ リ ア	岐阜県大垣市外濶二丁目38番地	河 合 映 治

4 変更年月日

令和2年5月21日

5 届出年月日

令和2年9月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年2月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに上山市役所において令和3年2月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン上山

上山市仙石字元糸目791番外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号

代表取締役 真船 幸夫

株式会社ヤマダ電機 群馬県高崎市栄町1番1号

代表取締役 山田 昇

三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号

代表取締役 柳井 隆博

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	才 津 達 郎

株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社エスト	上山市十日町6番16号	中 村 大 輔
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	才 津 達 郎
株式会社ヤマダ電機	群馬県高崎市栄町1番1号	山 田 昇
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社エスト	上山市十日町6番16号	佐 藤 守 也
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明

4 変更年月日

平成29年4月1日

5 届出年月日

令和2年9月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年2月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び村山総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに天童市役所において令和3年2月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ヨークタウン老野森
天童市大字老野森404番2

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社ヨークベニマル 福島県郡山市朝日二丁目18番2号
代表取締役 真船 幸夫

三菱UFJリース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目5番1号
代表取締役 柳井 隆博

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西條吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	才 津 達 郎

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社ヨークベニマル	福島県郡山市朝日二丁目18番2号	真 船 幸 夫
株式会社大創産業	広島県東広島市西條吉行東一丁目4番14号	矢 野 靖 二
株式会社サンドラッグ	東京都府中市若松町一丁目38番地の1	貞 方 宏 司

4 変更年月日

令和元年5月1日

5 届出年月日

令和2年9月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年2月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、産業労働部商業・県産品振興課及び庄内総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに三川町役場において令和3年2月16日まで縦覧に供する。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三川

東田川郡三川町大字猪子字大堰端345外

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

三井住友ファイナンス&リース株式会社 東京都千代田区丸の内一丁目3番2号

代表取締役 橘 正喜

3 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田 義 則
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青 山 理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	澤 木 祥 二
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社ザ・フォウルビ	栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号	田 中 聡
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260番1号	藤 原 祐 介
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早 坂 智 昭
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	藤 田 勝 幸
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高 橋 秀 雄
その他は未定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢野靖二
本間物産株式会社	飽海郡遊佐町比子字白木23番362	東海林 誠
株式会社デンコードー	宮城県名取市上余田字千刈田308番地	岡田 義 則
青山商事株式会社	広島県福山市王子町一丁目3番5号	青 山 理
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号	杉 山 忠 雄
株式会社西松屋チェーン	兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1	大 村 禎 史
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順

株式会社ザ・フォウルビ	栃木県宇都宮市江曾島本町12番6号	田 中 聡
株式会社ライトオン	茨城県つくば市小野崎260番1号	藤 原 祐 介
株式会社ニューライフ・サンワ	山形市鉄砲町二丁目21番44号	早 坂 智 昭
大和情報サービス株式会社	東京都千代田区飯田橋二丁目18番2号	藤 田 勝 幸
株式会社天治堂	秋田県湯沢市川連町字掬下151番地	高 橋 秀 雄
そ の 他 は 未 定		

4 変更年月日

令和2年5月21日

5 届出年月日

令和2年9月16日

6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、令和3年2月16日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和2年10月16日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

公用携帯電話サービス 929台

2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

山形県警察本部警務部施設装備課 山形市松波二丁目8番1号 電話番号 023(626)0110

3 落札者を決定した日 令和2年8月21日

4 落札者の名称及び所在地

株式会社NTTドコモ東北支社 宮城県仙台市青葉区上杉一丁目1番2号

5 落札金額 3,065,700円

6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日

令和2年7月7日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2年8月及び同年9月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和2年10月16日

山形県監査委員 小 野 幸 作
 山形県監査委員 木 村 忠 三
 山形県監査委員 武 田 一 夫
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関67箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
商 工 産 業 政 策 課	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
中 小 企 業 振 興 課	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
工 業 戦 略 技 術 振 興 課	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
商 業 ・ 県 産 品 振 興 課	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
貿 易 振 興 課	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
人 事 委 員 会 事 務 局	令和2年8月7日	小野委員	海老名委員
秘 書 課	令和2年8月7日	武田委員	—
広 報 広 聴 推 進 課	令和2年8月7日	武田委員	—
人 事 課	令和2年8月7日	武田委員	—
企 画 調 整 課	令和2年8月7日	武田委員	—
総 合 交 通 政 策 課	令和2年8月7日	武田委員	—
I C T 政 策 推 進 課	令和2年8月7日	武田委員	—
統 計 企 画 課	令和2年8月7日	武田委員	—
財 政 課	令和2年8月21日	小野委員	武田委員
		木村委員	海老名委員
雇 用 対 策 課	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
管 理 課	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
建 設 企 画 課	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
県 土 利 用 政 策 課	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
空 港 港 湾 課	令和2年8月21日	小野委員	海老名委員
行 政 改 革 課	令和2年8月21日	木村委員	武田委員
学 事 文 書 課	令和2年8月21日	木村委員	武田委員

管財課	令和2年8月21日	木村委員	武田委員
税政課	令和2年8月21日	木村委員	武田委員
都市計画課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
下水道課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
道路整備課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
道路保全課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
河川課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
砂防・災害対策課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
建築住宅課	令和2年8月24日	小野委員	海老名委員
農政企画課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農業経営・担い手支援課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
6次産業推進課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
県産米ブランド推進課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農村計画課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
農村整備課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
森林ノミクス推進課	令和2年8月24日	木村委員	武田委員
防災危機管理課	令和2年8月25日	小野委員	武田委員
農業技術環境課	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
園芸農業推進課	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
畜産振興課	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
水産振興課	令和2年8月28日	小野委員	武田委員
健康福祉企画課	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
医療政策課	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
地域福祉推進課	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員

健康づくり推進課	令和2年8月28日	木村委員	海老名委員
教育政策課	令和2年9月3日	武田委員	—
教職員課	令和2年9月3日	武田委員	—
生涯教育・学習振興課	令和2年9月3日	武田委員	—
義務教育課	令和2年9月3日	武田委員	—
特別支援教育課	令和2年9月3日	武田委員	—
高校教育課	令和2年9月3日	武田委員	—
福利厚生課	令和2年9月3日	武田委員	—
労働委員会事務局	令和2年9月3日	武田委員	—
長寿社会政策課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
障がい福祉課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
観光立県推進課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
イン・アウトバウンド推進課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
文化振興・文化財課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
新県民文化館活用・発信課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
スポーツ振興・地域活性化推進課	令和2年9月3日	木村委員	海老名委員
総務厚生課	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
スポーツ保健課	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
警察本部	令和2年9月4日	小野委員	武田委員
会計局	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員
議会事務局	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員
監査委員事務局	令和2年9月4日	木村委員	海老名委員

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 総合交通政策課

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

国庫補助金に係る県の事務について、内部けん制が的確に機能せず、遅延したことにより、事業者が本来交付されていた補助金を受領できなくなったため、その損害賠償を行ったもの

補助金名 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

損害賠償額 1,078,000円

ロ 農村整備課

(イ) 執行管理体制が適切でないものがある。

(内容)

契約書を作成する必要がある契約において、契約の相手方決定後においても契約書を作成せず、代金の支払が滞り、支払が次年度になったもの 1件

平成31年度情報系パソコン基本ソフト更新業務委託

委託料 3,960,000円

委託期間 令和元年5月17日から令和2年1月31日まで

支払日 令和2年6月26日（令和2年度予算から支出）

ハ 医療政策課

(イ) 支出事務が適切でないものがある。

(内容)

請求書提出の催促等の適切な事務を行わず、未請求を理由に代金の支払を履行完了確認後4箇月を超えてしていないもの 1件

施設使用料

履行完了確認の証明日 令和元年7月31日

請求書受理日 令和元年12月16日

支払日 令和元年12月26日

支出額 221,136円

ニ 義務教育課

(イ) 補助金等の交付事務が適切でないものがある。

(内容)

a 交付申請から交付決定までの期間が3箇月以上のもの 1件

平成31年度山形県ICT教育環境整備推進事業費補助金

交付申請日 平成31年4月17日

交付決定日 令和元年10月1日

b 実績報告日から額の確定日までの期間が3箇月以上のもの 3件

主な事例は以下のとおり

平成31年度小中学校音楽教室支援事業費補助金

実績報告日 令和元年11月1日

額の確定日 令和2年3月5日

c 交付申請から交付決定までの期間が2箇月以上のもの 15件

主な事例は以下のとおり

平成31年度小中学校音楽教室支援事業費補助金

交付申請日 平成31年4月12日

交付決定日 令和元年7月2日

d 実績報告日から額の確定日までの期間が2箇月以上のもの 7件

主な事例は以下のとおり

平成31年度小中学校音楽教室支援事業費補助金

実績報告日 令和元年12月11日

額の確定日 令和2年3月5日

ホ 障がい福祉課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

業務委託契約において、契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 2件

主な事例は以下のとおり

令和元年度山形県早期からの親子サポート事業（最上地域事業）業務委託契約

契約金額 2,698,300円

要契約保証金 269,830円

へ 総務厚生課

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

令和元年度山形県職員会館あこや会館加圧給水ポンプユニット更新工事

契約金額 1,188,000円

要契約保証金 118,800円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 予 算

(イ) 平成28年度に購入した金券について、計画的・効率的執行がなされておらず、未使用のまま有効期限を過ぎ、使用不可となったものがある。また、公金管理台帳に使用不可となった金券を記載しており、確認が不十分なものがある。(スポーツ保健課)

ロ 収 入

(イ) 調定手続が調定すべき日から1箇月を超えて遅延した1万円以上のものがある。(障がい福祉課、スポーツ保健課)

ハ 支 出

(イ) 請求書を受理しているにもかかわらず、支払期限内に支払をしていないものがある。(財政課)

(ロ) 旅費支給について、正当な理由もなく支払を旅行の最終日から2箇月を超えて遅延しているものが相当数ある。(生涯教育・学習振興課)

(ハ) 訴訟代理人に対する着手金について、委任契約で定める支払期限内に支払をしていないものがある。(警察本部)

ニ 契 約

(イ) 落札決定後に仕様書の誤りが判明し、落札決定の取消し及び再入札を行ったものがある。(警察本部)

(ロ) 建設工事請負契約において、30パーセントを超える増額変更を行っているにもかかわらず、契約保証金額の変更手続が行われていないものがある。(商工産業政策課)

ホ 債 権

(イ) 催告など、債権の収納促進を正当な理由もなく行っていないもので、1万円以上のものがある。(障がい福祉課)

へ 補助金

(イ) 経費区分の20パーセントを超える増額又は減額を行っているにもかかわらず、交付要綱に規定する変更の承認手続を行っていないものがある。(文化振興・文化財課)

(ロ) 当初の事業完了予定日を過ぎていたにもかかわらず、正当な理由もなく交付要綱に規定する状況報告書の提出を求めているものがある。(空港港湾課)

ト 財 産

(イ) 財産台帳（借受財産を含む。）の記載が著しく滞っているものがある。(文化振興・文化財課)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和2年7月から同年8月までに実施した令和元年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和2年10月16日

山形県監査委員	小	野	幸	作
山形県監査委員	木	村	忠	三
山形県監査委員	武	田	一	夫
山形県監査委員	海	老	信	乃

1 山形県公立大学法人

監査実施年月日 令和2年8月25日

担当監査委員 木村 忠三、海老名 信乃

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
2,053,160,000円	基本財産の現在額 2,053,160,000円 県の出資割合 100%	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、豊かな教養に裏付けられた専門的な知識と技術・技能を身に付け、広く社会で活躍する人材を育成するとともに、地域に根ざした大学として真理の探究と知の創造に努め、もって地域ひいては社会全体の持続的な発展に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

2 公立大学法人山形県立保健医療大学

監査実施年月日 令和2年8月25日

担当監査委員 木村 忠三、海老名 信乃

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
2,941,881,000円	基本財産の現在額 2,941,881,000円 県の出資割合 100%	地方独立行政法人法に基づき、大学を設置し、及び管理することにより、幅広い教養と豊かな知識と技術を持ち、専門職としての理念に基づき行動できる人材を育成するとともに、地域に開かれた大学として保健医療に関する教育、研究の成果を地域に還元し、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

3 地方独立行政法人山形県・酒田市病院機構

監査実施年月日 令和2年8月25日

担当監査委員 木村 忠三、海老名 信乃

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
11,527,033,307円	基本財産の現在額 19,624,389,029円 県の出資割合 58.7%	地方独立行政法人法に基づき、医療の提供、医療に関する調査及び研究等を行うことにより、庄内地域等の医療政策として求められる高度専門医療を提供し、及び当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

4 公益財団法人山形県企業振興公社

監査実施年月日 令和2年8月25日

担当監査委員 小野 幸作、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
158,080,000円	基本財産の現在額 293,110,000円 県の出資割合 53.9%	中小企業等の経営基盤の強化に関する事業を総合的に実施することにより、中小企業等の経営の安定と発展を支援し、もって地域経済の振興に寄与する。

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	借入金残高	補 償 期 間	補助等の目的
設備貸与事業会計 (損失補償)	5,687,000円	平成26年4月1日 ～ 令和3年3月31日	設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金
設備貸与事業会計 (損失補償)	81,166,000円	平成27年4月1日 ～ 令和8年10月22日	設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金
設備貸与事業会計 (損失補償)	51,453,000円	平成28年4月1日 ～ 令和9年12月25日	設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金
設備貸与事業会計 (損失補償)	116,350,000円	平成29年4月3日 ～ 令和10年9月25日	設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金
設備貸与事業会計 (損失補償)	120,117,000円	平成30年4月2日 ～ 令和12年2月27日	設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金
設備貸与事業会計 (損失補償)	88,500,000円	平成31年4月1日 ～ 令和13年3月29日	設備貸与事業の実施に伴う設備調達資金

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

5 山形県信用保証協会

監査実施年月日 令和2年7月27日

担当監査委員 木村 忠三、海老名 信乃

(1) 監査事項

イ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県信用保証協会保証料補給補助金	—	341,220,000円	中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図るため、保証料の一部を補給する。
山形県信用保証協会保証料補給特別補助金	7,141,000円	4,993,000円	中小企業者が融資を受けるにあたっての保証料の負担軽減を図るため、保証料の一部を補給する。

補助等の名称	損失補償の対象額	補償期間	補助等の目的
山形県商工業振興資金 融資制度（損失補償）	8,340,054円	平成16年6月21日 ～ 令和3年4月17日	中小企業再生支援資金

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

6 公益財団法人やまがた農業支援センター

監査実施年月日 令和2年8月25日

担当監査委員 小野 幸作、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
849,595,812円	基本財産の現在額 1,916,825,108円 県の出資割合 44.3%	農業生産基盤の整備・充実、農業及び農業・農村を起点とする産業を担う人材の育成・確保並びに農業経営及び地域資源を活用した産業創出を通じた価値創造活動に対する支援に関する事業を行い、本県農業・農村の振興と健全な発展に寄与する。

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	借入金残高	補償期間	補助等の目的
農地保有合理化事業資金 （損失補償）	86,777,600円	平成23年5月25日 ～ 令和4年3月23日	農用地の買入、借入及び農業用機械の借入等資金

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

7 公益財団法人山形県林業公社

監査実施年月日 令和2年7月27日

担当監査委員 小野 幸作、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
10,000,000円	基本財産の現在額 10,000,000円 県の出資割合 100%	森林資源の造成整備を図るとともに、森林、林業に関する普及啓蒙等を行うことにより水源涵養を図り、国土の保全を期するとともに林業生産の向上を促進し、もって住民生活の安定と農山村経済の振興に寄与する。

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県森林施業支援事業費補助金	78,192,800円	53,343,333円	森林資源の培養と保続を図る環境保全直接支援事業（除間伐、枝打等）に対し補助する。
山形県合板・製材・集材生産性向上・品目転換促進対策事業費補助金	132,521,380円	101,238,175円	木材加工流通施設等の整備及び間伐材の生産並びに森林作業道整備に対し補助する。
山形県森林整備活性化資金利子補給補助金	25,664,118円	25,664,118円	日本政策金融公庫からの借入金利子の一部に対し補助する。
公益財団法人山形県林業公社事業資金	—	22,021,336,845円	林業公社が行う森林の保育及び伐採等に必要な資金の貸付
補助等の名称	借入金残高	補償期間	補助等の目的
林業基盤整備資金（損失補償）	4,445,849,000円	50年	分収林事業（造林用）資金（有利子貸付）
森林整備活性化資金（損失補償）	1,493,778,850円	15年、30年	分収林事業（造林用）資金（無利子貸付）
分収林機能高度化資金（損失補償）	132,525,724円	20年	林業経営維持資金
借換資金（損失補償）	1,871,746,659円	38年	日本政策金融公庫からの借換資金（市中銀行）
林業経営安定資金（損失補償）	940,235,685円	19年～35年	林業経営維持・施業転換資金
利用間伐推進資金（損失補償）	109,260,000円	14年～16年	森林整備及び償還円滑化資金

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

8 山形県土地開発公社

監査実施年月日 令和2年8月25日

担当監査委員 小野 幸作、武田 一夫

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
30,000,000円	基本財産の現在額 30,000,000円 県の出資割合 100%	公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行うことにより、地域の秩序ある整備と県民福祉の増進に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

9 山形県道路公社

監査実施年月日 令和2年7月27日

担当監査委員 木村 忠三、海老名 信乃

(1) 監査事項

イ 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
366,000,000円	基本財産の現在額 366,000,000円 県の出資割合 100%	山形県の区域及びその周辺の地域において、その通行又は利用について料金を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕、その他の管理を総合的かつ効率的に行うこと等により、この地域の地方的な幹線道路の整備を促進して交通の円滑化を図り、もって住民の福祉の増進と産業経済の発展に寄与する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

10 公益社団法人山形県観光物産協会

監査実施年月日 令和2年7月27日

担当監査委員 木村 忠三、海老名 信乃

(1) 監査事項

イ 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	元年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県観光情報センター	36,450,000円	平成30年4月1日 ～ 令和3年3月31日	観光情報センターの施設等の維持管理及び運営に関する業務

ロ 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県観光物産協会運営費補助金	129,849,341円	95,464,054円	県の観光と物産事業の振興、国際観光の振興及び観光施設の整備運営を図る経費に対し補助する。
山形県韓国戦略的情報発信事業費補助金	6,343,057円	6,343,000円	韓国における観光誘客、県産品輸出拡大に向けた情報収集、情報発信を図る経費に対し補助する。
山形県地域資源活用交流促進事業費補助金	20,090,246円	15,090,000円	本県ゆかりの戦国武将をモチーフに歴史、文化、物産の情報発信を図る経費に対し補助する。

(2) 監査の結果

総体として適正に処理されていると認められた。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、山形県知事及び山形県企業管理者から、令和2年7月17日に公表した監査の結果に基づき講じた措置について、次のとおり通知があった。

令和2年10月16日

山形県監査委員 小 野 幸 作
山形県監査委員 木 村 忠 三
山形県監査委員 武 田 一 夫

山形県監査委員 海老名 信 乃

監査対象機関	指摘事項	措置の内容
農業総合研究センター園芸農業研究所	随意契約の要件を欠くもの及び随意契約の理由が明確でないものがある。	権限や契約実務が一目で確認できるよう作成した「契約実務チェックシート」を活用するとともに、確認者を増やすことにより審査体制を強化した。また、所管課である農業技術環境課において毎年1回以上の公所訪問を行い、監査指摘事項等の措置状況や会計事務の疑義等について聞き取りや指導を行うこととした。
村山電気水道事務所	契約の締結又は履行が適切でないものがある。	契約事務の執行に当たっては、契約締結時の決裁過程において、契約保証手続の状況を複数職員で確認することを徹底することとした。

令和2年10月16日印刷
令和2年10月16日発行

発行所 山形県庁
発行人 山形県